

# Marc D. Hauser *MORAL MINDS*

## Ch.3 GRAMMARS OF VIOLENCE

### 後半 (pp.142-59)

人文社会系研究科修士1年  
生野剛志

# SLAY THE ONE YOU LOVE

(pp.142-55)

- ・ 文化的・法的に許容される暴力の実例を引き続き考察する

# 計画的か衝動的か？(pp.142-43)

- 形式的な法を備えた社会では、人の死という結果は等しくとも、計画的殺人と衝動的殺人は区別されている
- この区別は許容される暴力行為を考察する手がかりとなり、我々の道徳能力から導かれる直観と複雑な道徳実践の相違に光を当てるものでもある

# 名誉の殺人 (honor killing)

(pp.143-46)

- 名誉の殺人(女性の不貞行為に対して、名誉を守るという名目で行われる殺人)は計画的な殺人行為であるにもかかわらず、しばしば免責されるだけでなく、社会的に推奨されている
- このとき女性が社会的・性的規範を破ったことで、殺人を誘発したことが、免責の理由とされる

# 情動犯罪 (crime of passion)

(pp.146-48)

- かつて情動犯罪は名誉の殺人と同様に、文化や社会規範の点から期待される行動であった(男女間で非対称性が見られる点も似ている)
- しかし、情動犯罪では暴力行為が制御できない怒りによって引き起こされるのに対し、名誉の殺人では冷静な状態で殺人が行われるという点に違いがある

# 情動犯罪 (pp.146-48)

- (概念としての) 名誉の殺人は女性を所有物であると見なす文化的な女性観に基づいていたが、情動犯罪は、少なくともある状況下では感情が制御不能になるという人間観に基づいている

# 情動犯罪 (pp.146-48)

- 感情が我々の道徳能力を圧倒してしまうことがあると認められていると、感情は暴力行為を免責する理由となりうる
- 情動犯罪をめぐる議論においても、謀殺 (murder) と故殺 (manslaughter) の区別が中心的な問題となる

# 情動犯罪 (pp.148-49)

- 法的に行為を意図的・偶発的・防衛的の3つに区別する考えは、すでに12世紀にはあった
- 偶発的な行為は、結果的に人の死を招いたとしても、免責されうる
- さらに自己防衛の場合、自助的行為は義務的なものとさえ考えられ、正当化される

# 情動犯罪 (p.149)

- 16世紀末には、自己防衛は衝動的な感情、特に死の恐怖に起因するものとして、新たに捉え直される
- これに伴い、怒りもまた衝動的な感情と考えられるようになり、挑発 (provocation) が情状酌量の対象となる

# 情動犯罪 (pp.151-54)

- 情動の有無が弁護戦略として有効になるには、情動の即時性が必要であり、このとき情動と行為の関係が、刺激と反射の関係のように捉えられている
- 19世紀には情動を制御する理性の役割が重視されるようになるが、両者の関係について、法が明確な答えを述べている訳ではない

# 社会規範 (pp.154-55)

- 名誉の殺人と情動犯罪が例示しているのは、許容される殺人の原理とパラメーターを定め、これらを記述的なものから指令的原理へと変換させる力が社会規範にあるということ
- 殺人について考えるには、個人的な病理としてではなく、強力な文化的信念に煽られたものとして捉えた方が得るものが大きい

# NATURE'S COUNSEL (pp.155-59)

- 我々は他者や己の行為を判断する際に、自分がどのような原理に従っているのかを明言することができない
- 表面に現れる道徳実践と、深層にある道徳能力は大きく異なる
- 道徳能力を理解するためには、何に注目すべきか

# 原理・感情・理性 (pp.156-57)

- 道徳判断には感情(ヒューム)と理性(カント)が関与しているが、ロールズの原理がより基本的な役割を果たしていると思われる
- このことを示すためには、人間の発達と進化についての議論を導入しなければならない

# トロリー問題再考 (p.157-58)

- デニースの例において、ポイントの切り替えを許容されない行為と見なす者は、「責任」を判断の鍵としているように思われるが、側線にいる人の数が大きくなると、判断も異なってくる
- 「責任」はある時点で道徳判断に影響しなくなるので、他のパラメーターが必要となる

# 児童売買の例 (pp.158)

- 金銭と子供の交換を持ちかけた場合、いくら金額を大きくしても、良心の呵責なしにそれを受け入れる者ほとんどいない
- あらゆる文化において、交換に関するタブーが存在し、それは公正の原理と文化ごとのパラメーターによって決定されている

# 道徳と言語の違い(pp.158-59)

- ・ 言語の場合、普遍文法を知ることが個人の言語運用に影響することはないが、道徳の場合、道徳判断の原理について知ること自体が、我々の道徳実践に影響を及ぼしうる